

令和5年3月16日（木曜日）

総務委員会

第1委員会室

出席議員

酒上太造、村原守泰、中西祥子、西本眞造、
蔭山敏明、汐田浩二、三和 衛、牧野圭輔、
竹中由佳、坂本 学

再開

9時55分

総務局

9時55分

前回の委員長報告に対する回答

・定年の段階的な引上げ開始から制度完成までの約10年間は大切になると思われることから、定年延長制度導入後も全ての職員が意欲的に働けるような職場環境づくりにしっかりと取り組まれないことについて

定年延長後も全ての職員が意欲的に働くことができる職場環境を実現するため、定年が延長される職員の持つ知識、経験を職場や後輩職員にしっかりと伝承する機会を設けることなどにより、仕事へのやりがいを高めてもらうなど、モチベーションを維持する方法を検討していく。

また、これら職員の周囲の現役世代の職員が伝承された知見を活用することを通じて、職務の着実な継承や円滑な職員間のコミュニケーションを構築できるよう取り組んでいく。

報告事項説明

- ・令和4年度個別実施計画策定状況について
- ・組織改正（令和5年4月1日付け）の概要について

質問

10時05分

（質問）

アイランドハウスいえしま荘は、旧家島町が整備し、合併後に姫路市が引き継いだものである。同施設の民間譲渡には、家島町の住民から様々な意見があったものの、身を切る改革のため必要な措置であると何とか住民の理解が得られたと思う。

よって、譲渡先の決定に際しては、事業者の示す金額の大小ではなく、地域貢献の視点を重視して選んでもらいたいと思うがどうか。

（答弁）

アイランドハウスいえしま荘は、築28年が経過し、施設が老朽化していることに加え、旅行市場における

環境の変化によって、やむを得ず抜本的な見直しとなった。地元にも説明し、理解を得たところである。

公共施設という制約をなくして、新たな地域活性化に資する施設となるよう、今後、プロポーザル方式により、業者選定を行っていきたいと考えている。

（質問）

令和5年4月から、姫路市家島B&G海洋センター等について指定管理者による運営が始まった。同施設等の所管は総務局ではないが、行財政改革として総務局も一緒に考えていくとのことであるため、所管局に対して、指定管理者の選定においては、地域貢献を重視するよう強く求めてもらいたいがどうか。

（答弁）

民間活力を十分に活用して、家島地域が活性化できるように頑張ってもらおう。

（要望）

アイランドハウスいえしま荘の民間譲渡も家島B&G海洋センター等の民間委託も、住民の間に反対する意見もあったが、丁寧に説明して賛成してもらえたという経緯がある。

市を信じて協力してくれたということを理解した上で、事業を進めてもらいたい。

（質問）

職員の長時間勤務について、以前より質問しており、時間外勤務が年間720時間を超える職員をゼロにするよう求めている。ゼロを達成できるのか。

（答弁）

720時間以内に収める必要があることは承知しているが、令和3年度、2年度ともに19人が年間720時間を超えており、一足飛びにゼロというのは難しい状況である。

令和3年度と4年度の1月末時点の全職員の時間外勤務時間を比べると、令和4年度は1万5,000時間ほど減少している。職員全員が720時間を切るのは難しいが、成果が出るように着実に取り組んでいきたい。

（要望）

行財政改革プラン2024の中でもゼロを目標値としていることから、もう少し近づけるように努力してもらいたい。他都市では自殺者も出ており、何かあった場合に市長や局長が責任を問われる可能性もある。全体的な時間外勤務が減っていることは理解するが、や

はり職員個々の健康やメンタルを大事に考え、目標に向けて取り組んでもらいたい。

(質問)

事業点検スキームの見直しによる 3 億円の効果額を目標としているが、担当は行政経営課と財政局のどちらになるのか。

(答弁)

行財政改革は行政経営課だけで進められるものではない。また、令和 5 年度は、新規事業が目白押しとなっており、財源不足が見込まれる。

旗振り役として行政経営課が主となる部分はあるが、人数、権限とも限られるため、財政局や政策局だけではなく、全庁横断的に連携しながら進めていきたいと考えている。

(要望)

責任の所在が分からなくなる心配があるので、取りまとめを行う局としてははっきりとさせてもらいたい。

(質問)

動物管理センターの個別実施計画について、令和 7 年度に策定予定であったものを前倒して令和 4 年度に策定しているが、急遽保健所の地階に入ることが決まったため、保健所の大規模改修に合わせて当該計画の策定期間を早めたと理解してよいのか。

(答弁)

動物管理センターを新たに整備したい思いがあり、場所をどこにするのか検討していたときに、令和 4 年度から 5 年度に基本設計と実施設計を行い、令和 6 年度から 8 年度にかけて保健所の大規模改修工事を行う計画が出てきた。

その計画の中で、地下の有効活用の課題と動物管理センターの件が相まって、個別実施計画を策定したというような経緯であったと認識している。

(質問)

時期が早まったので前向きな取組と理解すればよいのか。

(答弁)

そうである。

(質問)

J R 姫路・英賀保間新駅の用地測量に関する入札の中止については、神戸新聞だけが報道しており、それ以降のことは表に出てきていない。

職員倫理にも関わることだと思うが、当該職員の行動は何がいけなかったのか。

(答弁)

指名業者を漏らしたことを当該職員がおおむね認めたものであるが、それによる影響はまだ不明である。

この件に関しては、問題が発覚した時点で警察に情報提供や相談をしており、今現在は警察が動いているような状況で、その結果を待っているところである。

(質問)

新聞記事だけの情報で十分理解できていないが、結果的に落札した業者に入札参加者を漏らしたのか。

(答弁)

指名競争入札に参加している業者に漏らした可能性があることになっているが、それによりどのような結果になったのかは把握できていない。警察が業者側の調査を行っているものとする。

(質問)

落札した業者に参加メンバーを漏らしたのかも分からないのか。

(答弁)

どの業者に漏らしたのかというのは、回答を差し控えたい。

(質問)

指名競争入札の場合、以前は業者名が公表されていたが、今は公表されていないのか。

(答弁)

現在は、原則として公表していない。

(質問)

本事案については、情報提供により問題になっているが、それがなければ分からなかった話であり、職員倫理上大きな問題である。情報を漏らしてはいけないことを職員は十分理解しているものと思っていた。これは職員自身の問題と考えるべきなのか。

(答弁)

本人も情報を漏らした点についてはおおむね認めているが、その信憑性や漏らした相手、相手方の言い分、漏らしたことによる影響の有無など全体的なところがまだ全然見えていないので、全体の真相が分かってから適切に対応したいと考えている。

(要望)

できるだけ早く真実を市民に公表できるように取

り組んでもらいたい。

(質問)

議員や市民からの要望に関する記録や音声を残すというのがあるが、記録された文書を公文書として取り扱うかどうかの線引きについてはどこで誰が判断するのか。

(答弁)

情報公開条例に関しては、制度に定められたマニュアルがしっかり作成されている。公文書の解釈や解説についても記載があり、それに基づき公文書か単なるメモ書きなのかを判断することになる。どこかに認定機関のようなものがあるわけではない。

あえて言うなら、所管は市政情報センターになるので、そこの意見も聞きながら判断することになると思われるが、一律に線引きできない事例も多く、判断は難しいところがある。

(質問)

今回、公文書公開請求で出なかったものが、本会議での質問のやり取りの中で資料があると言われた。後で確認させてもらおうと、メモ書き程度とのことであったが、明らかに公文書であったと認識しており、担当者レベルで公文書の線引きがどのようにでもなるのは怖いと感じた。これは市民の信頼を損ねることになるが、担当課に判断を任せてよいのか。

(答弁)

だからこそマニュアルがある。

そこには当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものと書かれている。それは公文書の作成・取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織として共用されたものを意味しており、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書の写しや個人的な検討段階でとどまる資料等は公文書に当たらないと書かれている。

そういうところを職員一人一人が認識しなければ、いくら機関を設けたとしても全ての文書を見ることはできないので、恣意的な扱いをしないように徹底させるしかないと思っている。

(質問)

公文書公開請求では提出されず、最終的に出てきた資料には重要な内容が書かれていた。

この資料が事前に出ていれば本会議の質問や答弁

にも影響があったと思うが、メモ書き程度と言い、公文書は何もないと言っていた。公文書の定義は抽象的で、担当課がメモ書きだと言ってしまうと、本来なら市民に対して情報公開しないといけないものが蓋をされてしまうが、これでよいのか。

(答弁)

公文書かどうか判断する際、共有や保管の仕方、どこで誰が作成したのかなど、一連の内容を総合的に捉えることが必要であり、紙1枚だけで公文書に当たるのかと言われても判断しにくいと思うので、判断に迷う場合などは第三者である市政情報センターの意見を聞くのが普通ではないかと考える。

よって、何の根拠もなくメモだと言い、合理的な説明もできないままそのように判断するのはおかしいと考える。

(意見)

意図的に資料を出さないようにしようと思えば、内部でメモ書きということに決めることができちゃう。今回、どちらか悩んで市政情報センターなどに確認していれば、公文書として出てきていたと思う。

本会議で隠蔽という厳しい言葉を使ったが、隠蔽だと言われても仕方がない。包み隠さず資料を出して議論した上で、よしあしの判断をしないといけないが、情報がコントロールされると本来の議論ができなくなる。

(質問)

見野総合センターの職員が読売新聞で報道された件については、地元の自治会長や議員など責任ある立場の人に言われるがまま、資料やデータを提供して問題になっている。本来、要望を受けたら何らかの記録を残すべきであるが、なし崩し的に対応したことは問題だと理解してよいのか。

(答弁)

写真転載のことだと思うが、データを外部に提供する際には、提供内容も含めて上司の決裁を取るなどの手順を踏むべきだと考える。今回、そのような手順が踏めていなかったのも、今後このようなことがないように見野総合センターも含め職員倫理課が職場巡回などを実施し、適正な事務に関する指導を行った。

(意見)

二度とないことを期待したい。

(質問)

国有林の問題については、兵庫森林管理署から質問に対する回答をもらっている。

国は、平成 21 年 4 月に保存会に対して使用許可を出しているが、保存会から提出された貸付申請書の担当者が埋蔵文化財センターの館長であったり、同館長が保存会の代表で出てきたり、また場合によっては、見野総合センターの所長が埋蔵文化財センターの役員になり、会議への出席や申請書の提出も行っているため、姫路市にも責任の一端があるという回答であった。

出先の職員が、地元で組織するような任意の団体の構成メンバーになることはあると思うが、職務専念義務違反に抵触するようなことは駄目であり、今回のように申請書を職員の名前で出したり、代理で持つていくようなことも駄目だと思うがどうか。

(答弁)

基本的に、職員の業務範囲を超えてすることは駄目であるが、充て職のように保存会等の役員に就くことがかなりあったと巡回時に話を聞いており、どちらの立場での業務なのか不明確な部分が見受けられた。見野総合センターの判断だけでは第三者の目が入らないことから、職務として行うべきことを、マニュアルを作ってきちんと線引きし、本庁職員もしっかり確認するようなルールづくりをするように指導している。

個々の具体的なところは十分把握していないが、曖昧なことはしないようルールをつくって整理してもらっているところである。

(質問)

もう曖昧なことはしないので、今後このような問題は起きないと理解してよいのか。

(答弁)

微妙なところはあるかもしれないが、一定の基準を設けるとともに、曖昧なときには自分の部署だけで判断するのではなく、上の判断を仰ぐよう指導している。

(質問)

今回の件は、いくら地域のためになるとはいえ、市職員は無許可であることや、まだ手続していないことを理解しながら、長年にわたって竹林の伐採に関わっていたものである。

きちんと線引きしないといけないと言いながら、地

元にいると職員は断ることができないのが現実なので、ふだんからのケアも含めて関わっていかないといけない。地域のためになるのであれば全てよいになってしまうのであれば、本市の出先はどんなことでも受け入れなければならなくなってしまふ。意見を聞かせてもらいたい。

(答弁)

見野総合センターの職員は、無許可と知りながらやったとは言っていない。

許可の範囲を超えて伐採しているのは、きちんと了承を得ていると思っていたとのことであり、契約や林野庁との関係性、どのような約束であったのかについては、同センターの職員は一切関わっておらず、支援として作業に協力していた形である。ただ、確認もせずに作業に協力したことは反省すべき点だと考える。

(質問)

平成 30 年 7 月に大規模な無断伐採が発見されて問題になったにもかかわらず、職員が十分理解していなかったと言ったことをうのみにするのはおかしい。

そして、それ以降も内部協議の中で、まだ現場で伐採が続いているので止めないといけないと言っているが、結局止まっていない。

意見があれば聞かせてもらいたい。

(答弁)

平成 30 年 7 月に国の職員が来たが、その場に見野総合センターの職員も立ち会ったので、そこで許可の範囲を超えているとの指摘を受けたことは十分理解していると聞いている。

それ以降に森林組合に伐採してもらった部分については、その後、国とどのような話合いがされて伐採に至ったのかは知らなかったとのことである。

そのあたりは、もう少し聞き取りや事実を整理して判断する必要があると思う。

(質問)

森林組合が伐採を委託されたとき、これは国有林なので駄目ではないのかと同センターの所長に現場で確認したところ、もう借りることになっているので伐採してもらってよいとの指示があったと、そこまでの確認を取っている。真面目に頑張っている職員は守らなければいけないと思うが、やはり問題を起こしたときは何らかの処分をしないとおかしい。見解を聞かせ

てもらいたい。

(答弁)

関係職員から聞き取りした内容と少し食い違う部分があるので、今後丁寧に把握するとともに、委員が指摘しているような不適切な事務処理がされていたのであれば、しっかりと対応したいと思っている。

(質問)

コロナ等の影響により正確な利用状況がつかめていないことから、市民会館や市民センターなどの6施設における個別実施計画の策定時期を1年、施設によっては2年先送りにするとのことである。

同計画のロードマップでは計画策定の前段として、1年くらいかけてしっかり地元等への説明を行うことになっているが、いろいろな意見が出てくる中で、スムーズに進んでいくとの認識を持っているのか。

(答弁)

コロナの影響で通常の利用状況を把握できないことが大きな要因ではあるが、今後はコロナ前の利用状況に戻るとの期待があることから、統計的なデータを地元等に示した上で市の方向性をしっかりと説明できるようにしたいと思っている。

(質問)

実施計画の策定に当たっては、やはり地元への説明などを大切にしていく必要があると思うので、各局に対してしっかりと指導や支援をしてもらいたいと思うか。

(答弁)

行政経営課では、現在もバックデータの取り方や基礎資料の作成等に積極的に協力している。

今後も引き続き支援を行っていききたい。

総務局終了

10時50分

【予算決算委員会総務分科会（総務局）の審査】

財政局

11時12分

報告事項説明

- ・建設工事の入札に係る最低制限価格等の算定方法の改定について
- ・最低制限価格を算定する際のランダム係数の変更等について
- ・姫路市市税条例の一部を改正する条例の概要

・令和3年度決算 姫路市財務書類

質問

11時27分

(質問)

最低制限価格等の算定方法の見直しにより、約2%上昇する可能性があるとのことであるが、金額にすると幾らくらいになるのか。

(答弁)

最低制限価格で全て落札されているわけではないので、数字の検証までは行っていない。

令和4年度における入札の最低制限価格を改定後の算定式に置き換えた場合、平均で2%程度上昇するものである。

(質問)

見直しによる影響額については見当もつかないということなのか。

(答弁)

年によって工事を発注する金額も異なる。

現在、令和5年度の工事発注見込みを4月1日公表に向けて整理しているところであり、全ての工事を把握できていない状況である。

(質問)

最低制限価格の算定方法について、一般管理費等に乘ずる割合を55%から68%に見直そうとしており、国や兵庫県、神戸市も令和4年度に68%に改定しているが、全体的にそのような流れがあるのか。

(答弁)

国に倣って兵庫県が改定し、その後に市が改定する流れがある。

(質問)

これまでと同じ流れで手続するという事なのか。

(答弁)

そうである。

(質問)

業者の設計能力が上がり、設計価格と見積価格がほとんど変わらないため、ランダム係数の幅を小さくすることであるが、ランダム係数の導入目的は不正防止であり、矛盾があるように思う。

業者の積算能力が上がっているなら、よい仕事をするかどうかで計ればよいと思うがどうか。

(答弁)

積算精度の向上により現行の0.5%の幅に入る業

者が多くなっている中、より正確な積算をした業者が報われる仕組みとしてランダム係数の幅を小さくするものである。ランダム係数の導入目的は、不正防止の観点だけではないので理解してもらいたい。

また、優秀な工事を行った業者に対しては、毎年度、工事技術検査室のほうで表彰しており、引き続き実施していきたい。

(質問)

このタイミングでランダム係数を見直す必要があるのか分からない。

本市は、ランダム係数の幅を狭くしようとしているが、赤穂市は0.5%の幅で101通り、兵庫県は本市と同じ0.1%の幅で211通りと、他都市では緩くなっているような印象を持つ。どういうことなのか、説明してもらいたい。

(答弁)

ランダム係数の目的は、発注者でも金額が分からないようにすることである。不正防止の観点から言うと、兵庫県は211通りであるが、通り数が多いほうが効果が高いとは考えていない。

(質問)

国や県と方向性を合わせるなら、通り数も兵庫県に合わせればよいのではないのか。なぜ姫路市だけ独自のことをするのか。

(答弁)

兵庫県も昔は100通りであった。200通りにすると組合せは増えるが、不正防止という意味では、100通りでも200通りでも発注者は分からないので、特に通り数を増やすほうが効果が高いとは考えていない。

(質問)

それであれば、高砂市のように5通りでも何でもよいという話になる。このタイミングでランダム係数を変更しないといけない理由があるのか。

(答弁)

現行のランダム幅の場合、少々見積りを間違ってもその幅に入ってくる可能性があり、結果的に正確な積算をした業者が落札できないこともあるため、そのような業者から疑問視する声をよく聞く。

そのため少し幅を狭くするのに合わせて、1,000円未満も有効にすることで、札のバリエーションを増やそうと考えている。

(質問)

自社で施工できる金額を出すのが、本来の積算ではないのか。役所が算出した金額に近い数字を出すのが、積算能力があると言いたいのか。

(答弁)

工事を見積もり、自社で施工できる金額を入れるのが、本来の入札の形であったと思うが、今はダンピング防止や労務者の人件費の確保など、様々な観点から工事費や最低制限価格が上がっている。適切な労務賃金を払い、労働条件を守るためにも、一定水準の金額を計算して入札しているのが現状だと思っている。

(質問)

それは別問題である。

現状、役所が見積もった金額に合わせていかないと落札できない現実があるため、業者は公の積算が幾らなのか考えながら、調整しているのではないのか。

いっそのこと最低制限価格を公開したほうが、職員も守ることができてよいのではないのか。

(答弁)

ランダム係数の通り数や範囲に違いはあっても、設定幅を兵庫県に合わせていくような流れがあるのではないかと理解している。

一方、議員の指摘も理解できる。

(質問)

県に合わせていくと言うなら理解しやすい。それであれば、ランダム係数の設定幅や通り数も合わせたほうがよいのではないのか。

(答弁)

兵庫県は設定幅の下限を0.999としているが、本市では、計算式で算定された金額よりもさらに最低制限価格が低くなると、業者に負担をかける可能性があるため、1から1.001までにしたいと考えている。

また、ランダム係数の設定幅が上振れして不調になった場合に、本来の価格と計算式により算定された価格の間で応札した業者を救済する特例があるが、県とはシステムも考え方も異なるため、全てを県に合わせるの難しい。

(質問)

本市が借地契約を締結して借りる場合は公有財産運用委員会に諮っているが、使用許可で借りる場合も同委員会に諮っているのか。

(答弁)

(委員会終了後、当該委員に回答)

(質問)

工事の完了検査時に点数をつけると思うが、県に比べて姫路市は厳し過ぎると聞く。何か理由はあるのか。

(答弁)

評価の内容については、基本的に、県は国の流れを踏み、市は県の流れを踏んでいるが、細部については若干異なる部分がある。

県は適正で市は厳しいとの指摘であるが、我々としては、評価マニュアルに沿って適正に評価している。

(要望)

基本的な内容を県に準じているなら、細部も県に合わせるほうが、業者も仕事がしやすいと思うので、検討してもらいたい。

(質問)

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設に関して、この対象となるマンションの要件の1つに、「都道府県等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行った場合」とあるが、本制度の施行日前に金額を上げたところは対象外となるのか。

(答弁)

要件の運用については、今後確認しながら進めていくため、現時点での回答は難しい。

(要望)

建設時期によっては対象にならないとも理解できるので、その辺はよく研究を行い、きちんと本市のマンションが維持管理されるように支援をお願いしたい。

(質問)

本市における財政上の一番大きな課題について聞かせてもらいたい。

(答弁)

「財務書類のミカタ」の中で示した市民1人当たりの数値に関しては、中核市の中でも比較的よい状況である。ただ、他の中核市と比べて、道路延長が長く、学校数も多い上に、施設の老朽度も高いなど、本市特有の事情があることから、今後施設の長寿命化のための改修等に取り組まなければならない。

現在の少子化の中、大きく税収が増えることも期待できない一方、社会保障関係経費は伸びているので、どのように財源を確保するのが大きな課題であり、しっかりと行財政改革を進めることが大事であると考えている。

(意見)

今後、アクリエひめじの維持管理費や手柄等で大きな負担が出てくることから、しっかりと財源を確保しながら財政運営をしていかなければならない。

(質問)

技術系職員が減ってきており、現職員の能力に関して不安を持っているが、見解を聞かせてもらいたい。

(答弁)

職員の能力は昔よりもはるかに高いが、日進月歩する技術に対応できているのかといえは十分ではない。勤務時間中は積算や地元対応に時間を取られ、技術力向上のために時間を割けない状況があり、まだまだ技術系職員の能力向上に取り組まなければならないと考えている。

一方、現検査員は市職員OBでかなりの知識を有した者であり、工事検査を行いつつ、それとなく職員にも注意すべき点を聞かせるなど、指導してくれている。

(要望)

技術系職員だけでなく民間事業者のレベルも上がっており、追いついていないのではないかとと思われることから、しっかりと指導してもらいたい。

財政局終了

12時03分

【予算決算委員会総務分科会（財政局）の審査】

【予算決算委員会総務分科会（会計課）の審査】

会計課

12時25分

質問

12時25分

質問なし

退職者挨拶

会計課終了

12時26分

【予算決算委員会総務分科会（議会事務局）の審査】

議会事務局

12時31分

質問 12時32分

質問なし

議会事務局終了 12時32分

意見取りまとめ 12時33分

(1)付託議案審査について

・議案第35号、議案第38号及び議案第41号、以上3件については、いずれも全会一致で可決または同意すべきものと決定。

(2)陳情報告について

・陳情第24号について報告。

(3)閉会中継続調査について

・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

(4)委員長報告について

・正副委員長に一任すべきものと決定。

意見とりまとめ終了 12時34分

【予算決算委員会総務分科会の意見取りまとめ】

正副委員長退任挨拶 12時35分

閉会 12時36分